

告 示

埼玉県告示第千三百四十七号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

イ アダマンタン―イール―ペンチル―*H*―インダゾール―三―カルボキシラート（通称名A C B L (N)―〇一八）及びその塩類
ロ ー―（四―エチルフェニル）―*N*―（二―メトキシベンジル）プロパン―二―アミン（通称名四―E A―N B O M e）及びその塩類
ハ 二―「（四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェネチルアミノ）メチル」フェノール（通称名二五B―N B O H、二C―B―N B O H、N B O H―2C―B）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十九年十二月二十日